



東海村以外の市区町村で行う 不在者投票の方法(電子申請)

手続きをする人	手 続 きの 内 容	送致又は 請求方法
有権者の方	【いばらき電子申請・届出サービスによる投票用紙等請求】 マイナンバーカード、及び電子署名が可能となる環境を御用意のうえ、下記URL(QRコード)に接続し、必要事項を入力してください。 https://apply.e-tumo.jp/vill-tokai-ibaraki-u/offer/offerList_detail?tempSeq=75476 ※ 選挙の公示日(告示日)前でも請求可能です。 	いばらき 電子申請・届出 サービス
↓	↓ ↓ ↓	
(東海村選管)	【投票用紙等の交付】 投票用紙と必要書類を①請求者本人への直接交付②郵送により交付します。	村選管の窓口、 郵送
↓	↓ ↓ ↓	
有権者の方	【投票】 郵送された、又は窓口で受け取った投票用紙と必要書類を<u>そのまま</u>滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参し、投票してください。 注1) 事前に自宅等で投票用紙に記入してはいけません。<u>無効</u>になります。 注2) 不在者投票証明書は封筒に封入されています。これは、<u>絶対に開封しない</u>でください。 注3) 投票した投票用紙は、投票した市区町村選挙管理委員会から東海村に郵送で送られます。その郵送には時間がかかるので、早めに投票してください。 注4) 不在者投票をしなかった場合は、<u>郵送された、又は窓口で受け取った投票用紙を東海村選挙管理委員会に返還</u>してください。	滞在先の 市区町村 選挙管理委 員会の窓口
↓	↓ ↓ ↓	
(滞在先の 選挙管理委員会)	滞在先の市区町村選挙管理委員会から東海村選挙管理委員会に投票用紙が郵送されます。	—

